

平成29年（2017年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年11月10日（金曜日）

招集年月日 平成29年11月10日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年11月10日（金）

応招議員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
農林水産課長	武岡芳樹	海山総合支所長	玉津裕一

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 第1 | 議席の指定及び変更 |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 第3 | 会期の決定 |
| 第4 | 諸般の報告 |
| 第5 | 行政報告 |
| 第6 発議第3号 | 議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する
決議について |
| 第7 報告第5号 | 専決処分の報告について |

会議録署名議員

7番 太田哲生

8番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津 充議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

まずもって、このたびの台風21号による災害により、被災された方々に対しまして、紀北町議会を代表して、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、去る10月22日に行われた紀北町議会議員補欠選挙において、当選されました議員をご紹介します。

まず、岡村哲雄君。

岡村哲雄議員

ただいま紹介にあずかりました岡村哲雄でございます。議会に出るのは初めてでございます。右も左もわかりません。諸先輩方のご指導とご鞭撻をいただきまして、住民の幸せのために、全力を尽くしてがんばりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

玉津 充議長

次に、谷 節夫君。

谷 節夫議員

ただいま紹介にあずかりました谷節夫でございます。7年ぶりで返り咲きまして、今回、また心を新たにして、住民の皆さんの期待に応えるように一生懸命、議会活動をいたしたいと思います。今後、どうぞよろしくお願いいいたします。

玉津 充議長

岡村、谷、両議員におかれましては、議会運営について、今後、ご協力をよろしくお願ひします。皆さん、ご協力ありがとうございました。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第5回紀北町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。それでは、議事日程を朗読いたします。

平成29年第5回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年11月10日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第1 議席の指定及び変更
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 諸般の報告
 - 第5 行政報告
 - 第6 発議第3号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について
 - 第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 以上でございます。

玉津 充議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

玉津 充議長

日程第1 議席の指定及び変更を行います。

今回、新たに当選された、岡村哲雄君、谷 節夫君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定し、同条第3項の規定により議席を変更します。

指定及び変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。

その議席番号及び氏名を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

それでは、A4横長の議席及び執行部席表をご覧ください。

1番 岡村哲雄議員、2番 大西瑞香議員、3番 原 隆伸議員、4番 谷 節夫議員、5番 奥

村 仁議員、6番 樋口泰生議員、7番 太田哲生議員、8番 瀧本 攻議員、9番 近澤チヅル議員、10番 入江康仁議員、11番 家崎仁行議員、12番 玉津 充議員、13番 奥村武生議員、14番 東 清剛議員、15番 平野隆久議員、16番 中津畑正量議員。以上でございます。

日程第2

玉津 充議長

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

7番 太田哲生君

8番 瀧本 攻君

のご両名を指名します。

日程第3

玉津 充議長

次に、日程第3 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第4

玉津 充議長

次に、日程第4 諸般の報告を行います。

まず、常任委員会委員の選任について、ご報告申し上げます。

議会閉会中の平成29年10月26日に、委員会条例第8条第4項の規定により、1名欠員でありました、総務産業常任委員会委員に、4番 谷 節夫議員、同じく1名欠員でありました教育民生常任委員会委員に、1番 岡村哲雄議員を、それぞれ指名いたしました。

以上で、常任委員会委員の選任報告を終わります。

次に、去る10月31日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、発議第3号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議についてと、報告第5号 専決処分の報告についての2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成29年度9月分と水道事業会計の平成29年度9月分について、同条第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5

玉津 充議長

次に、日程第5 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。今日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、台風21号及び秋雨前線による被害状況についてでございます。

10月22日襲来の台風21号及び秋雨前線による住家・非住家の本町の被害状況につきましては、床上浸水が55棟、床下浸水が135棟、強風による屋根等の損壊が163棟ありました。

被災された方々には、心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、公共施設につきましては、学校・幼稚園では、相賀小学校の浸水をはじめ6校・1園、

スポーツ施設では、赤羽公園の防球フェンス破損をはじめ7施設、生涯学習施設では、赤羽公民館の瓦破損をはじめ8施設、集会所では、渡利集会所の室外機破損をはじめ5施設、福祉施設では、老人ホーム赤羽寮が屋根などの損壊、商工観光施設では、古里温泉の屋根破損をはじめ3施設、消防施設では、消防団ポンプ付積載車の浸水が1台、水道施設では、紅ヶ平浄水場ポンプ室のドアなどの破損、町道は12路線、河川は26河川、農業用施設は14箇所、林道は16路線が被害を受けました。

また、紀勢自動車道では馬瀬地内で法面崩落、国道42号では2箇所土砂流出、県道では南浦海山線が便ノ山地区において法面崩落、県管理河川では、赤羽川の洗堀をはじめ4河川で被害がございました。

これらの被災箇所につきましては、1日でも早い復旧に努めるとともに、今後とも町民の皆様生命、財産を守るため、自主防災会、消防団・消防、行政機関などとの連携を図ってまいります。

以上をご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

玉津 充議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6

玉津 充議長

日程第6 発議第3号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議についてを議題とします。

事務局より朗読を求めます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

それでは、発議案書の1ページをご覧ください。

発議第3号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について
議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正するため、次のとおり決議する。

平成29年11月10日提出

紀北町議会議長 玉津 充

2ページをご覧ください。

議員定数検討特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議

議員定数検討特別委員会設置に関する決議（平成29年3月2日決議）の一部を次のように改正する。

第4項中「13人」を「15人」に改める。

以上でございます。

玉津 充議長

本件については、平成29年3月2日に設置した、議員定数検討特別委員会の委員に、今回新たに議員となった2名を委員として加えるため、決議を一部改正し、委員定数を、議長を除く13人から、議長を除く15人に変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議員定数検討特別委員会の委員定数を「議長を除く13人」から、「議長を除く15人」に変更することに決定しました。

日程第7

玉津 充議長

次に、報告案件に入ります。

日程第7 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件は、提案者からの説明のみとなりますので、詳しく説明していただきますようお願いいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。平成29年9月15日午後1時頃、島勝漁港内におきまして、物揚場の一部が突然陥没したことにより、鮮魚の運搬作業をしていたフォークリフトがバランスを崩して、運搬中の鮮魚600kgが海に落ち、商品価値を損なう事故が発生しました。

その事故につきまして、本年10月20日、損害賠償額を9万6,378円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

今回は、幸いにも人身事故には至りませんでした。島勝漁港は町が管理する施設でございますので、今後は、漁港施設の点検を常に実施し、必要な手立てを講じてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

玉津 充議長

以上で報告案件についての提案理由の説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定による、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただ今の説明において、内容等について不明な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思っております。

それでは、発言される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第5号については、聞き置くこととします。

玉津 充議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

玉津 充議長

それでは、これで平成29年第5回紀北町議会臨時会を閉会とします。

(午前 9時 47分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 20 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻